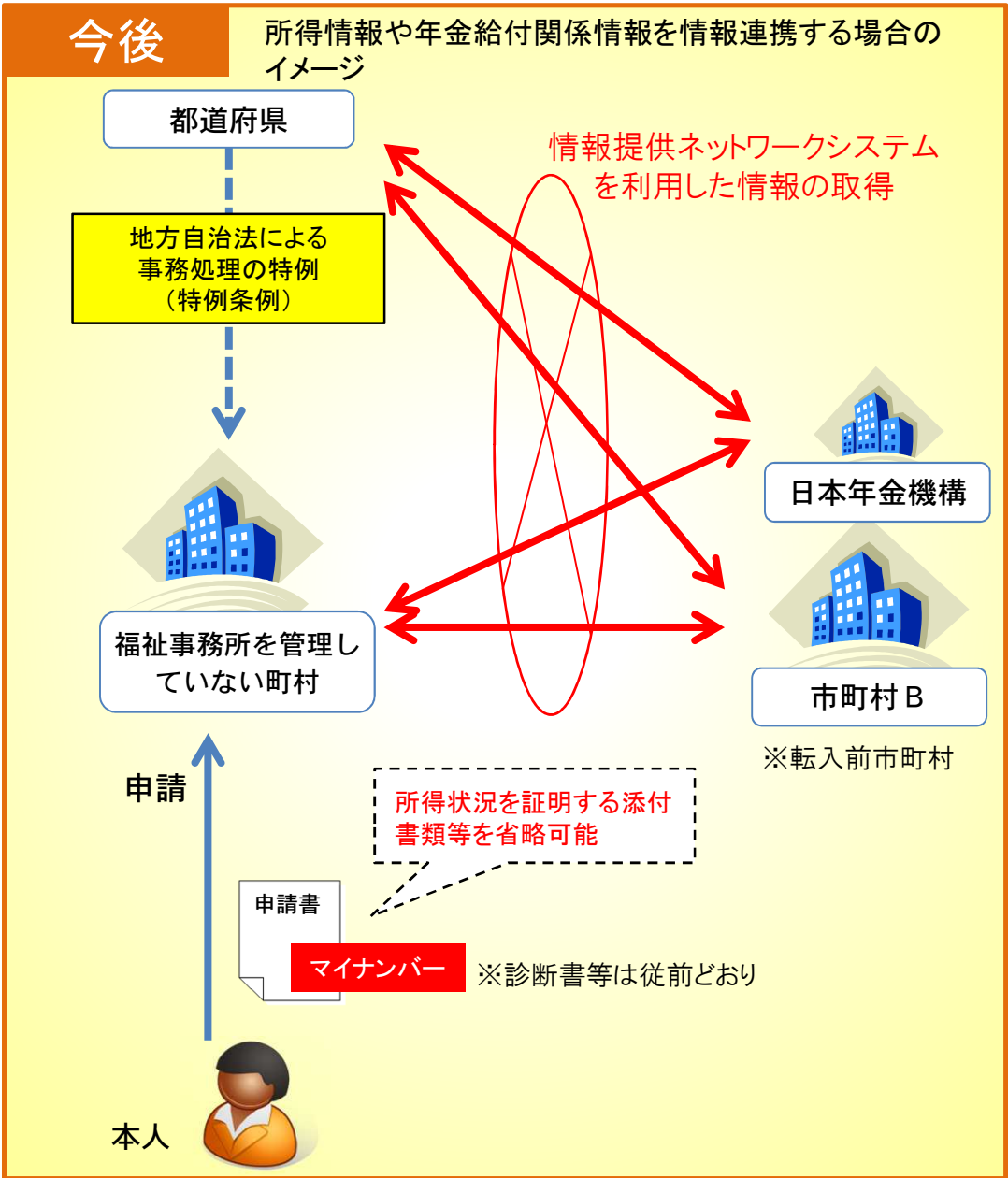
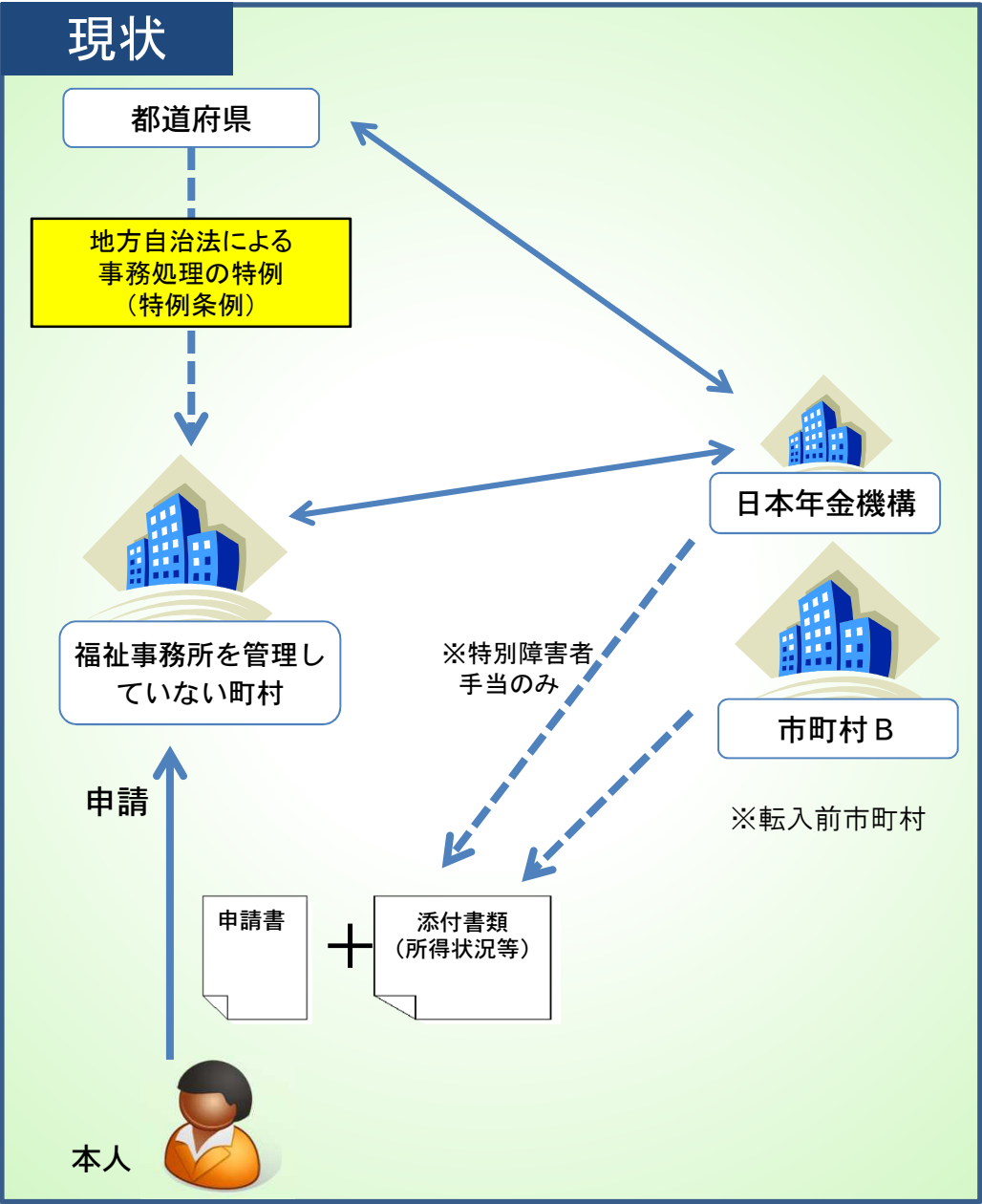
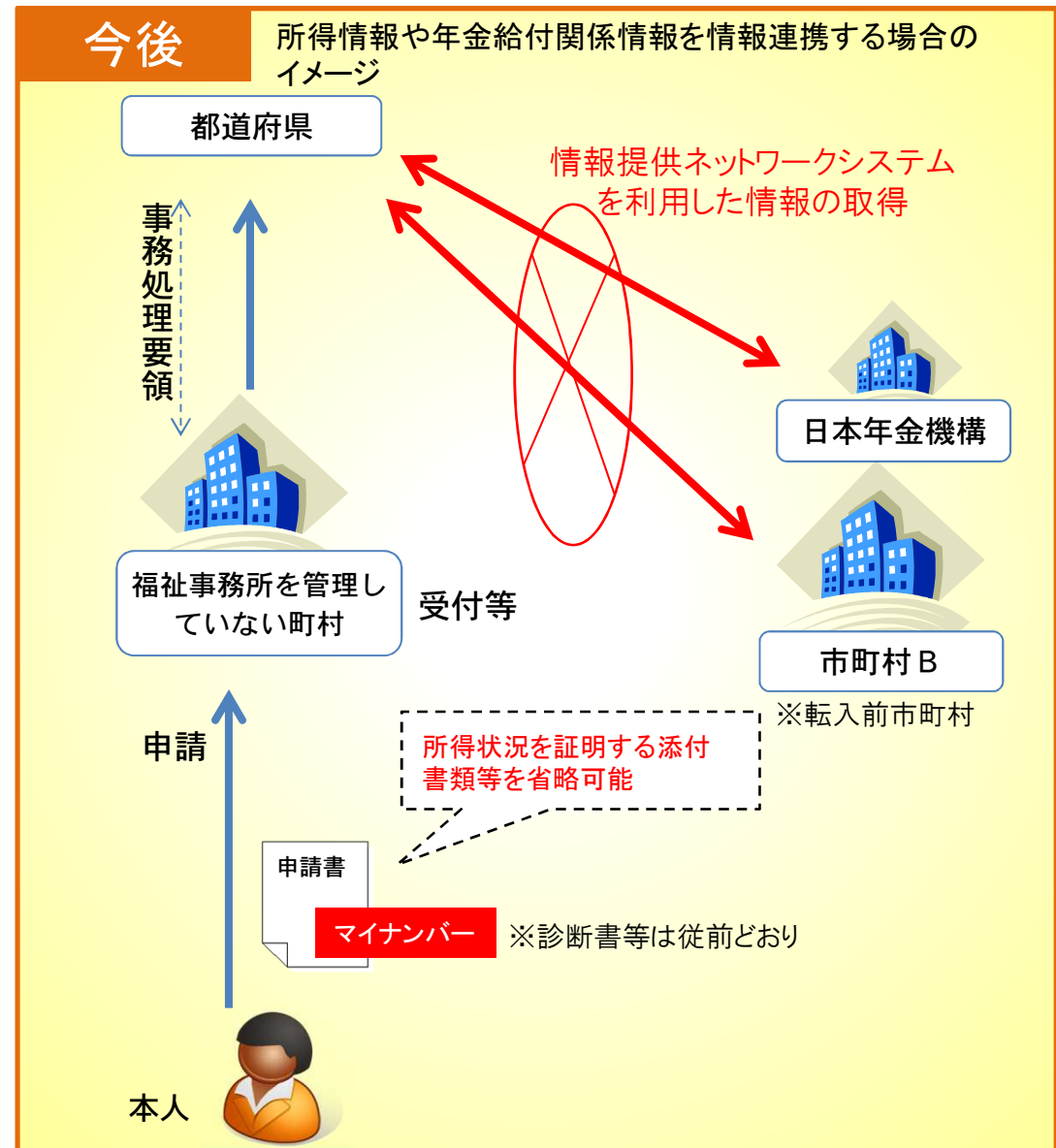


③ 条例による事務処理の特例により、都道府県の権限に属する事務の一部を町村が処理している場合

※想定されるパターンいくつかを例示したもの。本資料を参考に各自治体に応じた具体的なフローを検討されたい。また、本人確認措置を行う主体については記載を省略している。



※想定されるパターンのいくつかを例示したもの。本資料を参考に各自治体に応じた具体的なフローを検討されたい。また、本人確認措置を行う主体については記載を省略している。



44

例) 身体障害者手帳の申請、交付

※想定されるパターンいくつかを例示したもの。本資料を参考に各自治体に応じた具体的なフローを検討されたい。また、本人確認措置を行う主体については記載を省略している。

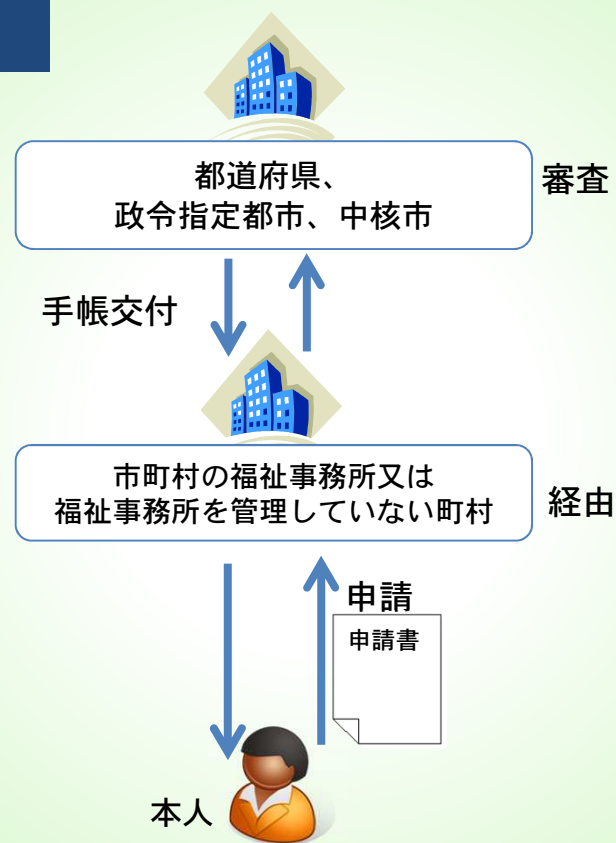
1. 番号利用の概要

身体障害者手帳の交付申請書にマイナンバーの記載欄を追加し、交付申請を受ける際に、対象者のマイナンバーを取得し、管理することとなる。

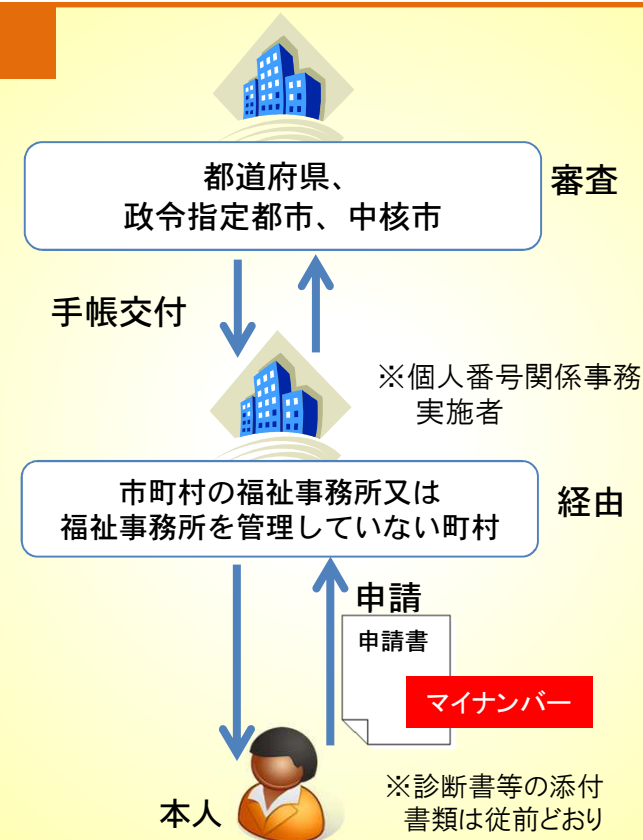
身体障害者手帳の交付に関する事務は、都道府県知事が実施することとされているとともに、交付の申請は、市又は福祉事務所を管理する町村の居住者は当該市町村の福祉事務所の長を、福祉事務所を管理していない町村の居住者は当該町村長を経由して行うこととされている。今般、申請書にマイナンバーが記載されることとなるため、一般的には福祉事務所か福祉事務所を管理していない町村において、マイナンバー取得に伴う本人確認措置を実施する。

また、都道府県知事の事務は、身体障害者福祉法及び身体障害者福祉法施行令により政令指定都市及び中核市に委任されている。

現状



今後



例) 精神障害者保健福祉手帳の申請、交付

※想定されるパターンいくつかを例示したもの。本資料を参考に各自治体に応じた具体的なフローを検討されたい。また、本人確認措置を行う主体については記載を省略している。

1. 番号利用の概要

申請書にマイナンバーの記載欄を追加し、交付申請を受ける際に、対象者のマイナンバーを取得し、管理することとなる。

2. 情報連携の概要

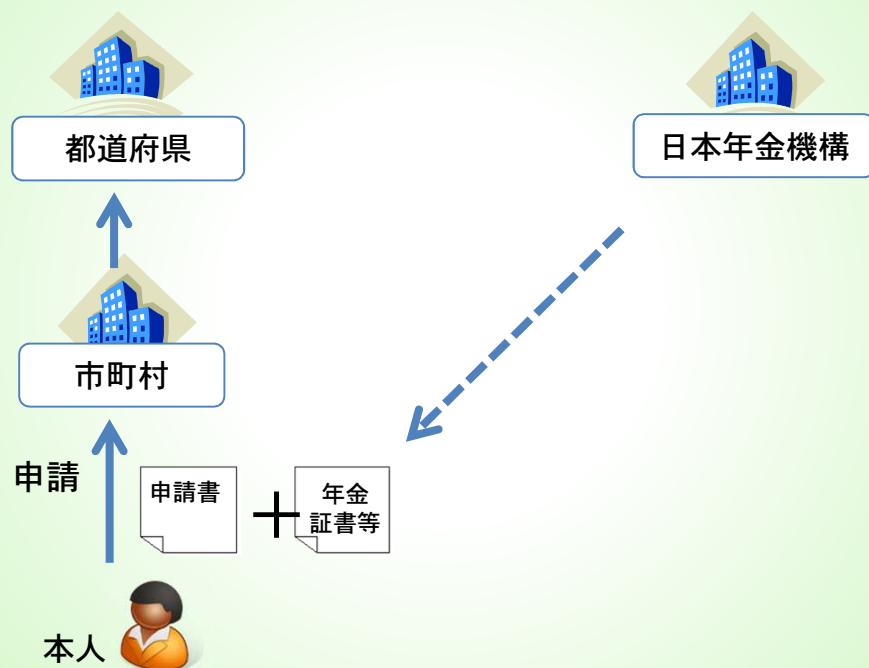
手帳交付に関する審査において、上記により取得したマイナンバーにより、情報提供ネットワークシステムを利用して、年金給付関係情報(日本年金機構から)等を取得する。

精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務は、都道府県知事が実施することとされているとともに交付の申請は、居住地の市町村長を経由して行うこととされている。今般、申請書にマイナンバーが記載されることとなるため、一般的には市町村において、マイナンバー取得に伴う本人確認措置を実施する。なお、情報提供ネットワークシステムを利用した年金機構との情報連携は、一般的には、手帳の交付に係る審査を行う都道府県知事が実施する。

また、都道府県知事の事務は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令により政令指定都市に委任されている。

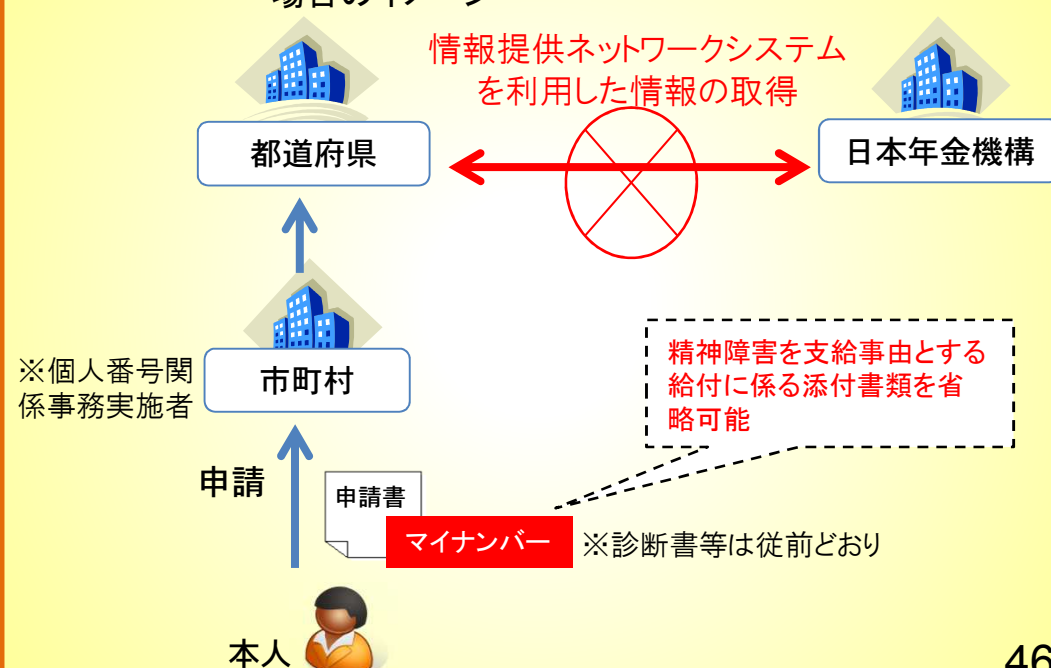
①都道府県知事が事務を行う場合

現状



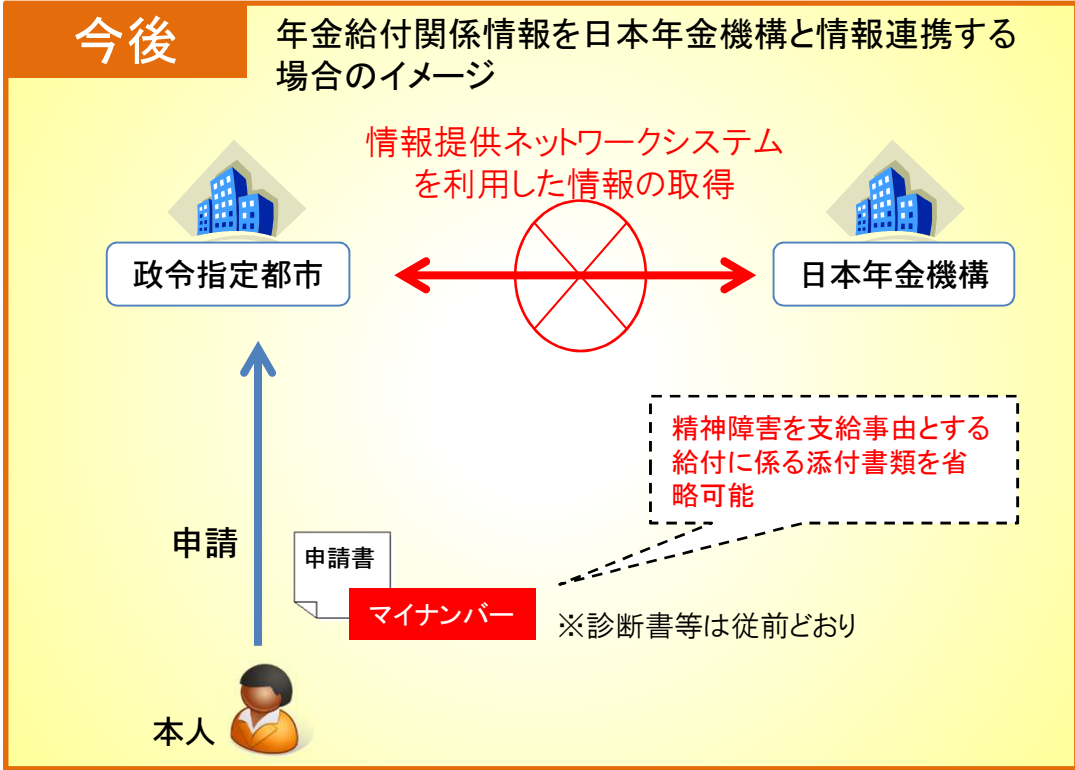
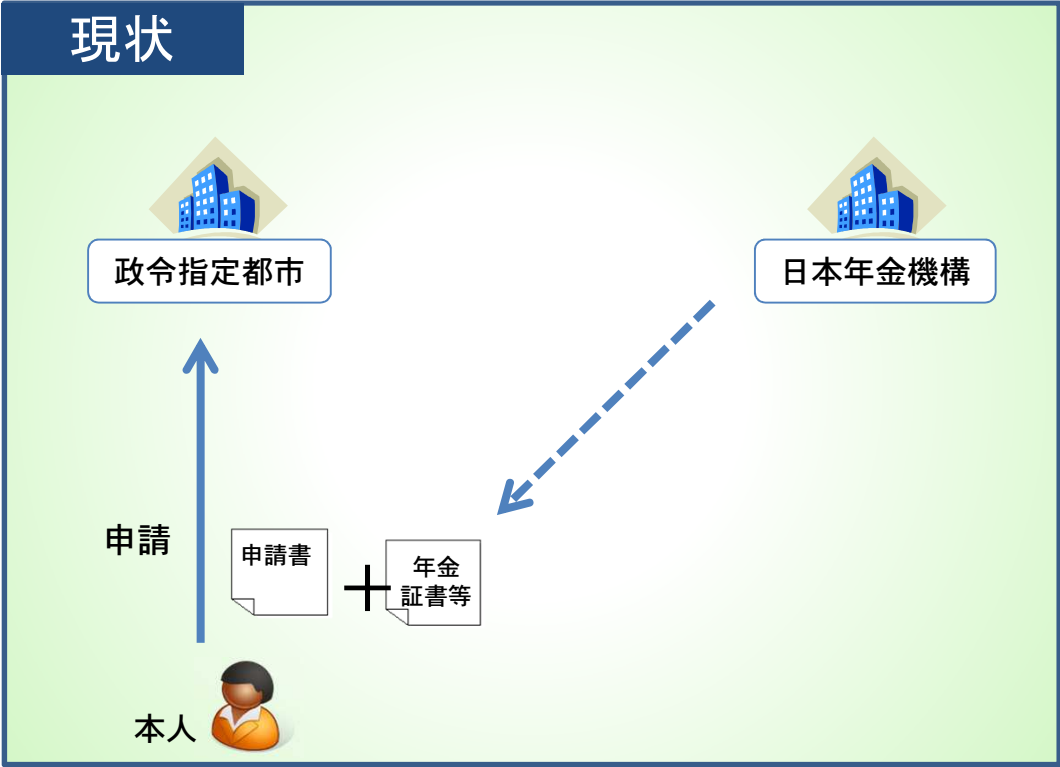
今後

年金給付関係情報を日本年金機構と情報連携する場合のイメージ



②政令指定都市が事務を行う場合

※想定されるパターンいくつかを例示したもの。本資料を参考に各自治体に応じた具体的なフローを検討されたい。また、本人確認措置を行う主体については記載を省略している。



例) 介護給付費等の支給決定

※想定されるパターンいくつかを例示したもの。本資料を参考に各自治体に応じた具体的なフローを検討されたい。また、本人確認措置を行う主体については記載を省略している。

1. 番号利用の概要

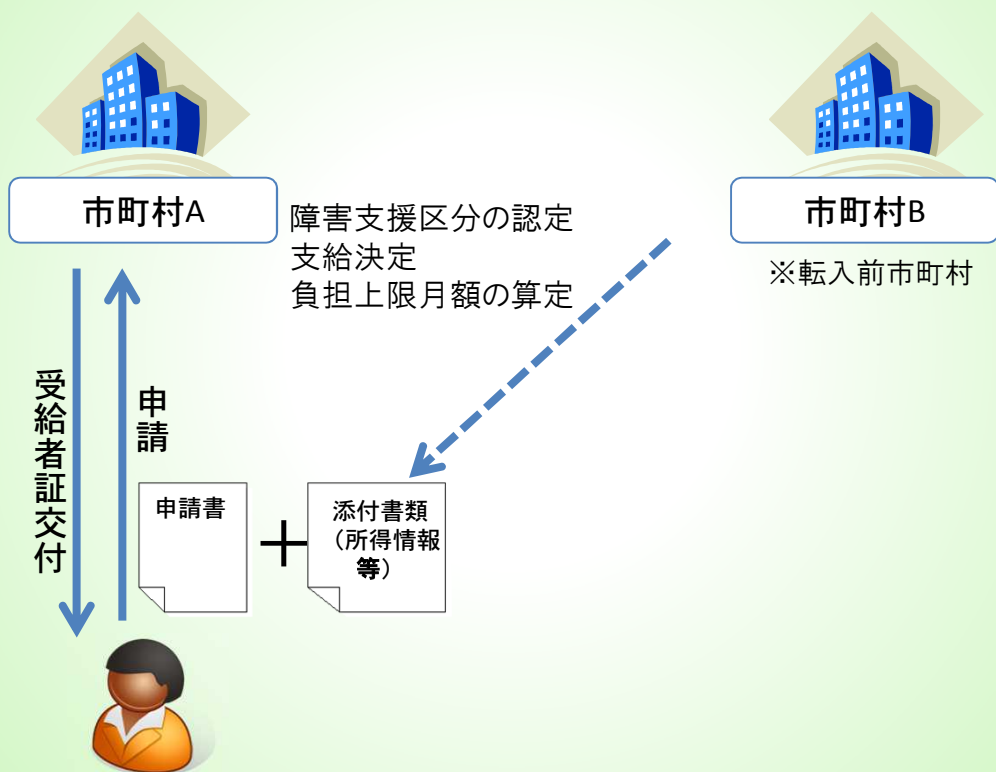
申請書にマイナンバーの記載欄を追加し、支給決定の申請を受ける際に対象者のマイナンバーを取得し、管理することとなる。

2. 情報連携の概要

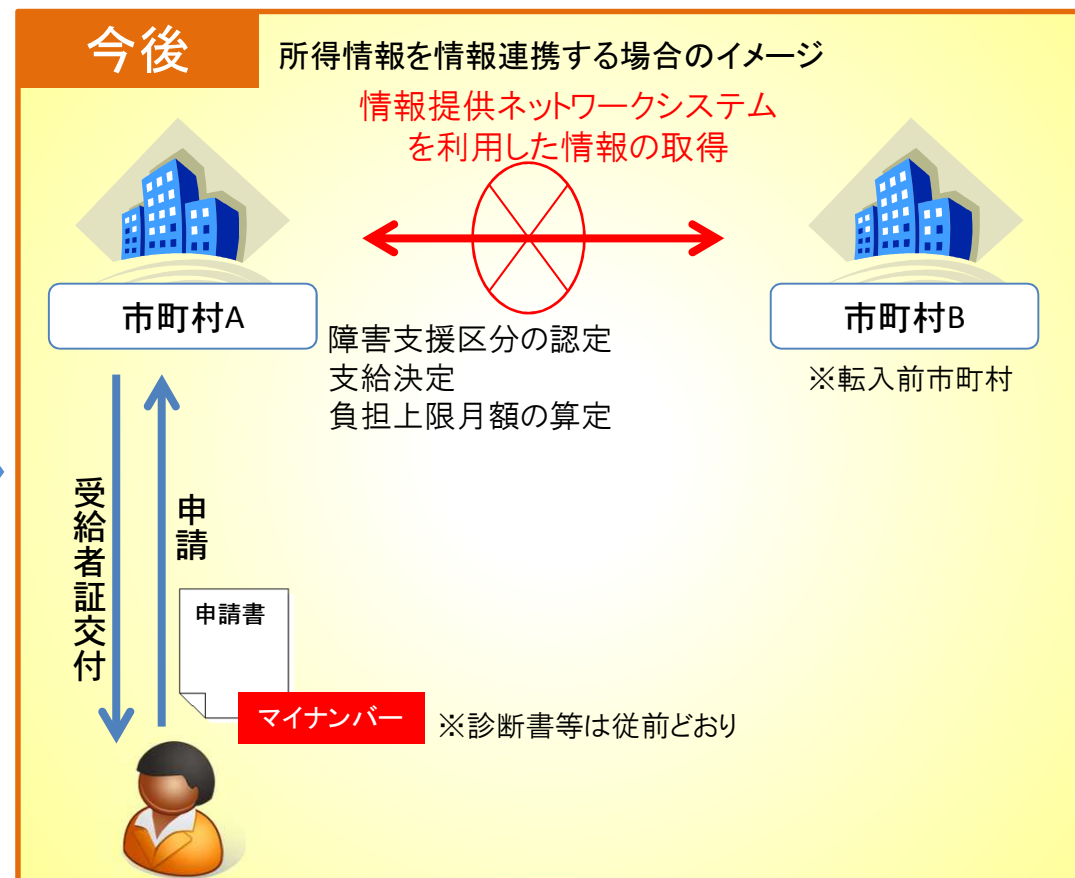
支給要否決定を行うに当たって、利用者負担の上限月額を算定する際、情報提供ネットワークシステムを利用して、地方税関係情報(下記例の場合は、転入前市町村から)等を取得する。

○利用者が市町村Bから市町村Aに転入した場合

現状



今後



◎他にも、以下のような場合に利用者は市町村Bより添付書類を取り寄せることがある。

- ・虐待等の理由により、市町村Aに居住しているが住民票を市町村Bより移すことができない場合
- ・利用者が市町村Bにある施設等に入所等しており、入所等の前の居住地である市町村Aが支給決定等を行う場合